

様式第1号（第12第2項）

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年6月3日

長野県産業労働部産業技術課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度伝統的工芸品産業稼ぐ力向上事業委託業務

(2) 業務の目的

生活様式の変化や大量生産品の普及などによる国内需要減少等の課題を抱える伝統的工芸品産業について、増加するインバウンド需要獲得や海外展開等を見据えた新たな伝統的工芸品商品開発を支援することで、伝統的工芸品の稼ぐ力を向上させ、活性化を図ることを目的として事業を実施する。

(3) 業務内容

① 新たな伝統的工芸品試作品開発を行う研究会の開催

ア 研究会を3回以上開催

イ 3商品以上の新たな伝統的工芸品を開発

② テストマーケティングの実施

ア 開発した伝統的工芸品の展示・販売

イ テストマーケティング結果を受けた商品改良

(4) 仕様等

別添「令和8年度伝統的工芸品産業稼ぐ力向上事業委託業務仕様書」のとおり

※「令和8年度伝統的工芸品産業稼ぐ力向上事業委託業務仕様書」の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 業務の実施内容

仕様書の3（1）（2）

② 業務の実施体制

各事業の運営及び業務管理等の実施体制

③ 実施スケジュール

事業全体のスケジュール

④ 業務に関する経費

(6) 業務の実施場所

長野県内、県外

- (7) 履行期間又は履行期限
契約日から令和9年3月12日（金）まで
- (8) 費用の上限額
19,361,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 当該業務に配置する監督者又は従事者が、伝統的工芸品産業振興事業に関する業務及び商品開発・販売に関する業務又はそれらの類似業務に係る経験を有していること。
- (8) 過去5年以内に伝統的工芸品産業振興事業に関する業務及び商品開発・販売に関する業務又はそれらの類似業務に係る経験を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同種又は類似の業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2 (県庁5階)
長野県産業労働部産業技術課保安・伝統産業係
担 当 峯村、伊藤
電 話 026-235-7133 (直通)
メール sangi@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年6月11日(木)(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業技術課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により産業技術課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により産業技術課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 公告開始日から令和8年6月8日(月)午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 産業技術課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事

務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年6月10日（水）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表（例）による。

(3) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付期間 公告開始日から令和8年6月8日（月）午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで。）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年6月19日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）

② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）

③ 提出部数 持参、郵送の場合は5部、その他の場合は1部

④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業技術課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の内容	・伝統的工芸品の商品開発やテストマーケティングに関し効果的な事業であるか。	30
2 業務の実施体制	・本事業を遂行できる体制を有しているか。	20

3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的工芸品産業振興事業に関する業務を実施した実績があるか。 ・伝統的工芸品にかかる商品開発の実績があるか。 ・日程やプログラムが具体的かつ明確になっており、業務の確実な実施が可能であるか。 	30
4 業務に要する経費及びその内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の見積内容、積算根拠が適切か。 	10
5 その他業務等の目的を達するために有効な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効果的に遂行できる提案となっているか。 	10
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
 なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、評価会議を開催しますので、開催日、開催場所、開催時間等については産業技術課から対象者に対して連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業技術課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業技術課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業技術課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 ア 受付場所 3(4)に同じ。
 イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により産業技術課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2（県庁 5 階）
長野県産業労働部 産業技術課 保安・伝統産業係
担 当 峯村、伊藤
電 話 026-235-7133（直通）
メール sangi@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができません。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者との協議を行うものとします。